

鳥取県死因究明等推進協議会の 公募委員を募集します

鳥取県では、死因究明に携わる人材の育成や確保など死因究明及び身元確認の推進に係る施策を検討していただく場として、「鳥取県死因究明等推進協議会」を設置しており、このたび、協議会の委員として公募委員を募集します。

■募集人数 1名

■応募資格 次のアからキまでの要件を全て満たす方

- ア 死因究明に関する取組について知識・関心があり、施策等の審議に参加する意欲をお持ちの方
- イ 県内在住で、就任時点で満18歳以上かつ満70歳以下の方
- ウ 平日を開催の協議会に参加できる方（年1回程度）
- エ 委嘱時に、県の他の執行機関委員及び附属機関委員に就任していない又は就任予定のない方
- オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方
- カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方
- キ 医療に関する経験を有する又は医療に関する学識経験を有する方

■応募方法

裏面の応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により応募先へ提出してください。

※様式は鳥取県医療政策課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/272333.htm>）からダウンロードできます。

■選考方法

応募資格を満たす方の応募用紙の記載内容について書面審査を行い、委員候補者を決定します。

選考結果については、応募された方全員に郵送等によりお知らせします。

■応募期限

令和8年1月13日（火）<当日必着>

■協議会の概要

- （1）審議事項 死因究明及び身元確認の推進に係る施策の検討に関する事項
- （2）委員構成 委員13名以内（うち、公募委員1名）
- （3）開催回数 年1回程度
- （4）任 期 委嘱の日から2年間
- （5）そ の 他 県の規定に基づき、協議会出席に係る報酬及び旅費を支給します。

【提出・お問合せ先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部健康医療局 医療政策課

電話：0857-26-7182

ファクシミリ：0857-21-3048

電子メール：iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp

鳥取県死因究明等推進協議会（公募委員応募用紙）

令和 年 月 日

(ふりがな)				性別
氏名				
住所	(〒)			
生年月日	年 月 日 (歳)			
職業				
連絡先 (電話は連絡の取れる番号をお願いします。)	電話(または携帯)	—	—	
	ファクシミリ	—	—	
	電子メール			
応募資格の確認 (該当する項目にチェックを入れてください。すべてを満たす方に応募資格があります。)	<input type="checkbox"/> 死因究明に関する取組について知識・関心があり、施策等の審議に参加する意欲をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 県内在住で、就任時点で満18歳以上かつ満70歳以下の方であること <input type="checkbox"/> 平日に開催される協議会に参加できる方(年1回程度) <input type="checkbox"/> 委嘱時に、県の他の執行機関委員及び附属機関委員に就任していない又は就任予定のない方 <input type="checkbox"/> 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でない方 <input type="checkbox"/> 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方 <input type="checkbox"/> 医療に関する経験を有する又は医療に関する学識経験を有する方			
	医療に関する経験・学識経験 (過去の経歴、取組内容について記入してください)			
	記述欄 (応募理由及び「死因究明」についてあなたの医療に関する経験や学識経験に基づく考え方や感じていることなどを400文字程度でお書きください。)			